

羅針盤

2026年1月、2月号



謹賀新年



冬の兼六園

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

さて、新年早々アメリカがベネズエラを空爆して大統領を拘束する事件が起きました。

次はコロンビアかメキシコかともいわれていますが、いよいよロシアに続きアメリカも力による現状変更を仕掛けてきました。この後、中国が台湾進攻でもした日には、国連憲章も国際法も無力化して法の支配から力が支配する19世紀に逆戻りしてしまいます。

今や経済格差拡大による不満の高まりが分断や排斥を過激化させ、過剰な地球環境への負荷が異常気象を招き災害を頻発させています。民主主義

や資本主義の矛盾がもたらした難問が世界中に山積しています。現世代がこれらの問題を解決できるとは思えません。期待するのはα世代（16歳以下のAIネーティブ）とAI（人工知能）技術により加速度的に進む社会システムの変革。それは革命的といえるほど社会を根底から変える力を持つと想像されます。

α世代に会い理想の世界を尋ねると「一人ひとりが個性を生かせる自由な社会をつくりたい」と多くが答えました。

α世代と共に一歩を踏み出すことが、新しい世界を作ることに繋がると信じたいものです。



資産運用・活用

～名義預金と贈与～

相続対策として、財産を少しづつ贈与している人も多いかと思いますが、その時に気を付けなければならないのが「名義預金」とみなされないことです。子どもや孫の名義で預貯金口座を作り、お金を入っていたとしても、名義預金とみなされてしまうと「相続税の課税対象」となってしまいます。「贈与」と「名義預金」の違いを確認していきましょう。

✿ 名義預金と贈与の違い

名義預金と贈与の決定的な違いは下記の通り。

- ① 誰が実質的に所有・管理しているか
- ② 贈与の意思の合意があったか

重要!

具体的には下記のようになります。

	名義預金	贈与
実質的 所有者	お金を出した人 (親・祖父母など)	口座の名義人 (子・孫など)
管理 運用	お金を出した人が 通帳・印鑑を管理	名義人が自由に管 理・使用できる
意思の 合致	当事者間で財産の 移動の合意なし	財産をあげる・も らうという合意が ある
税法上 の取扱	相続財産とみなさ れ、相続税の課税 対象	贈与財産として、 贈与税の課税対象 (非課税枠あり)
時効	贈与ではないため  時効はない	贈与税の申告漏れ には時効がある (原則6年・仮装 隠ぺい7年)

名義預金は、自分のお金を
別人名義の口座で管理しているだけにすぎません。
そのため、口座の本当の所有者が亡くなっ

たとき、口座内にあるお金は相続財産となり、
相続税の課税対象となります。



たとえば、孫が名義人である

口座に、祖母が毎年100万円ずつ、10年間(合計1,000万円)贈与のため入金していたとします。生前贈与であれば、孫に贈与された財産の合計金額が年間110万円以内であれば贈与税はかかりません。祖母が亡くなったときに、孫が相続人ではない場合、生前贈与された1,000万円は相続税の課税対象でもありません。

しかし…税務調査の際にこの預金口座が「名義預金」と判断されると、祖母が亡くなって相続が発生したときに1,000万円が相続税の課税対象となってしまうのです。

✿ 名義預金と判断されないために

では、名義預金と判断されないためには、どの点に注意すべきでしょうか。

- ★ 口座内のお金を名義人が自由に使用できる状態にする
- ★ 贈与契約書を作成する(いつ・誰が・誰に・なにを贈与するのか)
- ★ 銀行振込をして記録を残す
- ★ 贈与された人の贈与財産が年間110万円を超える場合など必要に応じて贈与税を申告する

相続対策のために長年コツコツ行った贈与をちゃんと「贈与」と判断してもらうためにも、贈与する側・される側の合意、口座などの管理運用に注意しましょう！！





企業の経営実務

～「下請法」は「取適法」とりときほうへ～

2026年1月1日から、「下請法」が改正され中小受託取引適正化法（通称「取適法」）が施行されました。

物価上昇を上回る賃上げを実現するために、事業者が賃上げの原資をしっかりと確保できるよう、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を進めることが重要です。

下請法からの変更点を解説します。



用語が変わります

下請事業者	➡	中小受託事業者
親事業者	➡	委託事業者
下請代金	➡	製造委託等代金

協議に応じない一方的な代金決定の禁止

・代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明または情報の提供をしないことによる一方的な代金の額の決定を禁止。



手形払等の禁止・支払期間の短縮

・手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額（満額）を得ることが困難な支払手段の禁止。（現金受領までの期間を120日から60日に短縮）

・商品等の受領日から60日以内に支払期日の設定。検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできるだけ短い期間内で、代金の支払期日を定める。

支払期日起算日
×締め日 ○商品受領日

振込手数料を負担させることの禁止

・中小受託事業者の合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くことを禁止。

従業員基準の追加

・現行の資本金基準に加えて、従業員300人（情報成果物作成、役務提供は100人）の区分を新設。

資本金の基準に該当しない場合も、従業員数の基準に該当する場合は、適用対象となる。



対象取引に「特定運送委託」を追加

・適用対象となる取引に、発荷主が取引の相手方に対する物品の運送を運送事業者に委託する取引が追加。



荷待ちや荷役作業の無償強制など、不適切な慣行も規制対象です



受注者に不当な負担を押し付ける商習慣を是正し、取引環境の改善を図るための改正です。理解しておきましょう。

● 今月・来月の税務

1月

源泉所得税の納付はお済ですか？

令和7年7～12月分の源泉所得税（納期特例）の納付期限は1月20日（火）です。忘れずに納付をお願いいたします。

* 2/2 納期（1/31が土曜日のため）

- ・固定資産税の償却資産の申告
- ・個人の道府県民税、市町村民税（第4期分）
- ・支払調書（同合計表）の提出
- ・源泉徴収票の交付
- ・給与支払報告書の提出

2月

* 3/2 紳期（2/28が土曜日のため）

- ・固定資産税都市計画税の納付（第4期分）



あとがき

新年恒例、事務所スタッフの年頭所感です。

- ※ 今まで縁した方に感謝をすると共に相手にとって良き友となるよう信頼関係を築いていきたいです。（石川秋）
- ※ 子供は1歳を過ぎ、よちよち歩きがかわいい時期になりました。今年は税制改正の多い年。私の頭もしっかりと改正して現場復帰に臨みます。（原田）
- ※ 今年は60年に一度の丙午＝「火の馬」。強いエネルギーと変革の年だそうです。振り落とされないよう必死にしがみついてなんとか乗り切らねば。（川崎）

● お知らせ

確定申告に用意する書類



確定申告の時期が近づいてまいりました。令和7年分の決算・申告に向けて、下記の資料等を早めにご用意ください。

決 算

- ★令和7年12月31日現在の棚卸金額
- ★令和7年12月31日現在の売掛金、買掛金、未収金、未払金の金額及び内容
- ★事業用現金及び預金の残高など

申 告

- ★給与・年金・配当等の源泉徴収票
- ★国民健康保険・国民年金・介護保険の支払証明書
- ★生命保険・地震（損害）保険の支払証明書
- ★寄附先から受け取った寄附金受領証明書（領収書・電子データ）※必ずご用意を
- ★医療費の領収書等（セルフメディケーション税制を選択する場合は、一定の取組を証する書類）
- ★満期保険金等の受取明細書など

※ 昨年から始めたバドミントン!! 楽しすぎてハマっています。ラケットも新調して”脱運動不足”！（大須賀）

※ 「ごくありふれた日常の中にさりげなくひっこりと幸福は隠れています。」（やなせたかし）毎日幸福探しします。（山田）



※ 運動不足解消にエアロバイクをこぎながら勉強すれば一石二鳥。一步ずつがんばります！（加藤）

※ 食事・運動・熟睡！健康第一です！（角谷）

発行

刈谷市高須町艮44番地1 カーサヨサミ1F
TEL (0566) 25-0936
FAX (0566) 25-0937
<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>
税理士法人 あおみ総合